

神戸市教育委員会事務局 ランゲージ支援員（会計年度任用職員）
継続任用希望者登録のご案内について

平素より、神戸市の外国人児童生徒等支援事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本事業の支援員は会計年度内を任期とする会計年度任用職員として任用されていることから、令和 6 年度の任用につきましても改めて選考手続き等が必要となります。

つきましては、令和 6 年度の任用についての希望の有無を確認させていただきます。昨年度までは、登録用紙を記入して郵送していただいておりますが、今回より、Web での登録に変更させていただきます。来年度（令和 6 年 4 月～）も継続をご希望される方は、登録手続きをお願いいたします。なお、登録いただいても状況によって必ず継続して任用されるものではございませんのでご了承ください。また、継続任用を希望されない方につきましては、登録していただく必要はありません。

【登録手順方法】

URL 又は QR コードより登録フォーム画面に入り、登録してください。

URL

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/支援員>

QR コード



登録提出期限 令和 6 年 3 月 15 日（金）

<お問い合わせ先>

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-2

神戸総合教育センター 2 階

神戸市教育委員会事務局 学校教育課

こども日本語サポートひろば

ランゲージ支援員登録担当 森田

電話：078-371-8300

令和6年度 ランゲージ支援員(会計年度任用職員) 勤務条件について

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
業務内容	ランゲージ支援員(母語による通訳・翻訳等)
報酬額	時給1,771円
諸手当	通勤手当(実費支給。上限あり)
勤務時間	1日2～4時間、週1～3日 派遣先等によって勤務日数、勤務時間が異なります。ご確認ください。
休暇	年次有給休暇及び夏季休暇 1年間の勤務日数に応じて付与される場合があります。 1年間の所定勤務日数が47日以下の場合は付与されません。
勤務場所	市内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
任用期間	1年以内 (任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間)
試用期間	1ヶ月(再度の任用の場合も同様)。但し、1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで任期の範囲内で自動的に延長されます。
要件等	外国語を母語とするか、またはこれに準ずる高度な語学力を有する者で日本語でのコミュニケーションが円滑に行える者
福利厚生	労働者災害補償保険法による災害補償
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事(兼業)を原則として行うことができます。但し、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合(兼業先との所定勤務時間との合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など) ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

- ・任用前に登録内容に変更がある場合や、登録を取り消す場合は、こども日本語サポートひろば(Tel371-8300)までご連絡ください。
- ・登録データは、厳正に取扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。

神戸市教育委員会事務局 日本語指導支援員（会計年度任用職員）
継続任用希望者登録のご案内について

平素より、神戸市の外国人児童生徒等支援事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本事業の支援員は会計年度内を任期とする会計年度任用職員として任用されていることから、令和 6 年度の任用につきましても改めて選考手続き等が必要となります。

つきましては、令和 6 年度の任用についての希望の有無を確認させていただきます。昨年度までは、登録用紙を記入して郵送していただいておりますが、今回より、Web での登録に変更させていただきます。来年度（令和 6 年 4 月～）も継続をご希望される方は、登録手続きをお願いいたします。なお、登録いただいても状況によって必ず継続して任用されるものではないのでご了承ください。また、継続任用を希望されない方につきましては、登録していただく必要はありません。

【登録手続方法】

URL 又は QR コードより登録フォーム画面に入り、登録してください。

URL

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/支援員>

QR コード



登録提出期限 令和 6 年 3 月 15 日（金）

<お問い合わせ先>

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター 4 階

神戸市教育委員会事務局学校教育課

日本語指導支援員登録担当

（中学校 JSL 教室：牧瀬 小学校 JSL 教室：川上）

電話：078-984-0708

令和6年度 日本語指導支援員（会計年度任用職員） 勤務条件について

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
業務内容	日本語指導支援員（小学校 JSL 教室・中学校 JSL 教室） 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、小学校 J S L 教室では生活言語や学習言語につながる日本語指導を、中学校 J S L 教室では系統だった指導（J S L カリキュラム）による、学習言語の基礎となる読み書きを含めた日本語指導を行う
報酬額	1,771 円/時
諸手当	通勤手当（実費支給 上限あり）
勤務時間	【小学校 JSL 教室】 1 日 1 時間単位 1 日最大 4 時間までの勤務 週 1 ～ 5 日 【中学校 JSL 教室】 1 日 2 時間単位 1 日最大 2 時間の勤務 週 1 ～ 5 日 派遣先等によって勤務日数が異なります。対象生徒が年度途中で転出した場合など、対象生徒の都合等により業務の必要性がなくなった場合には、派遣が中止されることがあります。
休暇	年次有給休暇及び夏季休暇 1 年間の勤務日数に応じて付与される場合があります。 1 年間の所定勤務日数が 47 日以下の場合は付与されません。
勤務場所	小学校 JSL 教室設置校・中学校 JSL 教室設置校
任用期間	1 年以内 (任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間)
試用期間	1 ヶ月（再度の任用の場合も同様）。但し、1 ヶ月の勤務日数が 15 日に満たない場合、15 日に達するまで任期の範囲内で自動的に延長されます。
要件等	日本語指導支援員（小学校 JSL 教室・中学校 JSL 教室）選考（再任用）試験に合格し、神戸市の会計年度任用職員にかかる任用規定等に同意できる者
福利厚生	労働者災害補償保険法による災害補償
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）を原則として行うことができます。但し、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (兼業先との所定勤務時間との合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など) ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

お問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-3 神戸ハーバーランドセンタービル 4 階

神戸市教育委員会事務局 学校教育課 人権・教育振興係

日本語指導支援員【小学校 JSL 教室・中学校 JSL 教室（会計年度任用職員）】担当

電話：078-984-0709

神戸市教育委員会事務局 ランゲージ(日本語教室)支援員 (会計年度任用職員)
継続任用希望者登録のご案内について

平素より、神戸市の外国人児童生徒等支援事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本事業の支援員は会計年度内を任期とする会計年度任用職員として任用されていることから、令和 6 年度の任用につきましても改めて選考手続き等が必要となります。

つきましては、令和 6 年度の任用についての希望の有無を確認させていただきます。昨年度までは、登録用紙を記入して郵送していただいておりますが、今回より、Web での登録に変更させていただきます。来年度 (令和 6 年 4 月～) も継続をご希望される方は、登録手続きをお願いいたします。なお、登録いただいても状況によって必ず継続して任用されるものではないのでご了承ください。また、継続任用を希望されない方につきましては、登録していただく必要はありません。

【登録手続方法】

URL 又は QR コードより登録フォーム画面に入り、登録してください。

URL

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/支援員>

QR コード



登録提出期限 令和 6 年 3 月 15 日 (金)

<お問い合わせ先>

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター 4 階

神戸市教育委員会事務局 学校教育課

ランゲージ (日本語教室) 支援員登録担当 濱田

電話：078-984-0708

令和6年度 日本語教室支援事業 会計年度任用職員 勤務条件について

業務内容	①帰国・外国人児童生徒への生活に必要な基礎的な指導 ②帰国・外国人児童生徒への教科学習に対応した指導 ③帰国・外国人児童生徒への日本の文化についての理解を深める指導 ④その他、帰国・外国人児童生徒の生活適応を図るための支援
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務実績が良好な場合、再度任用されることがあります。(4回まで最長5年)
基本給	1回(2時間程度、時給1,771円)あたり約3,500円 交通費支給
勤務時間・日数	1回2時間程度、年間で35回程度 ※原則として週1回の勤務とするが、児童生徒の実態に応じて、夏季休業中の連日や週2回勤務する場合があります。
勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市立本庄小学校(神戸市東灘区青木4-4-1) ・神戸市立本山第二小学校(神戸市東灘区西岡本1-3-1) ・神戸市立義務教育学校港島学園前期課程(神戸市中央区港島中町3-2-3) ・神戸市立こうべ小学校(神戸市中央区中山手通4-23-2) ・神戸市立真陽小学校(神戸市長田区二葉町1-5-5) ・神戸市立御蔵小学校(神戸市長田区一番町4-1) ・神戸市立神陵台小学校(神戸市垂水区神陵台3-1-1)
試用期間	1ヶ月(再度任用する場合も同様)。但し、1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで任期の範囲で自動的に延長されます。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ・営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、以下の場合には認められませんので留意してください。また、事前にその旨の届出が必要です。 ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

応募資格

(1)母語・日本語指導ができる者(資格不問)

①スペイン語 ②アラビア語 ③中国語 ④ベトナム語 ⑤英語

(2)地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。